

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【企業局】

- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

【人事委員会】

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

目次

- 改正する規則
- 職員の再任用に関する規則を廃止する規則
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正

（以上県例規集登載）

担当課（室）

<p>○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>人事課</p> <p>デジタル推進課</p>	<p>改正する規則</p> <p>○ 職員の再任用に関する規則を廃止する規則</p> <p>○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程</p>	<p>総務企画課</p>	<p>（以上県例規集登載）</p>	<p>〃</p>
<p>○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>人事委員会</p>		
<p>○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>			
<p>○ 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則</p>			
<p>○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則</p>			

◎岡山県規則第四十九号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「規定による」を削り、「の延長」を「の延長等」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「第九条第三項の受給資格者証又は同条第一項の退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの実を証明することができる書類及び第九条第三項の受給資格者証（当該受給資格者証の交付を受けていない場合には、同条第一項の退職票。以下この条及び第六条の四において同じ。）」に改め、同条第二項中「申出は、」の下に「当該申出に係る者が」を加え、同条第五項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その」を「、その」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は同条第一項の退職票」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「の延長」を「の延長等」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに」を「交付しなければならない。この場合において、任命権者は」に改め、「又は同条第一項の退職票」を削り、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出について準用する。

第六条の次に次の三条を加える。

（条例第十条第四項の規則で定める事業）

第六条の二 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進着手当を除く。）の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命

権者が認めたもの

(条例第十条第四項の規則で定める職員)

第六条の三 条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員
(支給の期間の特例の申出)

第六条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び第九条第三項の受給資格者証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、任命権者は、第九条第三項の受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び第九条第三項の受給資格者証

5 第六条第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、第六条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

附則第四項中「昭和五十年労働省令第三号」附則第一条の四を「附則第一条の四」に、「第十六条第一項」を「第六条の二第二号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和四年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定による書類は、新規則の規定によるものとみなす。

◎岡山県規則第五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 条例別表第一の三の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
 - 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
 - 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
 - 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
 - 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
 - 九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
 - 十 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 第三条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
- 4 条例別表第二の三の二の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の

変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務とし、同表の三の二の項に規定する規則で定める情報は、要外国人保護者（現に生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を受けているとしないにもかかわらず、生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を必要とする状態にある者をいう。）又は被外国人保護者（現に生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を受けている者をいう。）であつた者（以下「要外国人保護者等」という。）に係る次に掲げる情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この号及び第二十四号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六六号。以下この号及び第二十四号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号及び第二十四号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付又は同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

四 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準

- 用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- 七 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止又は同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報
- 八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報
- 九 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
- 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報
- 5 条例別表第二の三の三の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。）第八条第一号に掲げる事務 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第十九条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この号及び次号において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。）に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
- 二 省令第八条第二号に掲げる事務 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報
- 三 省令第十一条第一号に掲げる事務 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 四 省令第十一条第二号に掲げる事務 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 五 省令第十一条第四号に掲げる事務 児童福祉法施行規則第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 六 省令第十二条第一号、第二号又は第五号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 省令第十二条第三号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の徴収に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 省令第十二条第四号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の徴収に係る同法第二十二條第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は当該徴収に係る同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 省令第十二条第六号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に係る同法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十 省令第十二条第八号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に係る同法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

十一 省令第十七条に掲げる事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十二 省令第十九条各号に掲げる事務 要外国人保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人進学準備給付金関係情報」という。）

十三 省令第二十一条第二号、第十号、第十一号又は第十三号から第十五号までに掲げる事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

十四 省令第二十二條第二号に掲げる事務 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六條第五項（同法第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八條第二項の敷金の減免の申請をした同法第二条第二号の公営住宅（以下「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十五 省令第二十二條第三号に掲げる事務 公営住宅法第十九條（同法第二十八條第三項及び第五項並びに第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十六 省令第二十二條第四号に掲げる事務 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十七 省令第二十二條第五号に掲げる事務 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十八 省令第二十二條第六号に掲げる事務 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係

係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十九 省令第二十二号第八号に掲げる事務 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十 省令第二十二号第十号に掲げる事務 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しへの請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十一 省令第二十二号第十一号に掲げる事務 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十二 省令第二十八号第一号に掲げる事務 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十三 省令第三十五条に掲げる事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十四 省令第四十四号各号に掲げる事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（次条第一項において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学準備給付金関係情報

二十五 省令第五十五条第一号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十六 省令第五十五条第六号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号から第三十号まで同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

二十七 省令第五十五条第七号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

二十八 省令第五十五条第九号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十九 省令第五十五条第十号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三十 省令第五十五条第十一号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

三十一 省令第五十八条第一号に掲げる事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（就学支援金をいう。次条第四項第一号口において同じ。）の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第一条第二項の保護者等をいう。次号及び次条第四項において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

三十二 省令第五十八条第二号に掲げる事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

三十三 省令第五十九条の三第一号に掲げる事務 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病（同法第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

三十四 省令第五十九条の三第二号に掲げる事務 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第四条第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。）を「省令」に、「次に」を「要支援者等に係る次に」に改め、同条第二項中「次に」を「生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に係る次に」に改め、同条第四項中「省令第二十三条第一号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第二十三条第二号イに掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第四条中第四項を第六項とし、同条第三項中「第二十三条に規定する」を「第二十三条第二号に掲げる」に、「同条第一号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第二十三条第二号イに掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第四条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例別表第三の二の二の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務とし、同表第三の二の二の項に規定する規則で定める情報は、要外国人保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 就学奨励費関係情報であつて規則で定めるものは、省令第十九条第一号ナに掲げる情報

二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるものは、省令第十九条第一号ラに掲げる情報

4 条例別表第三の二の三の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第五十八条第一号に掲げる事務 次に掲げる情報
イ 生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第五十八条第一号イに掲げる情報

ロ 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

二 省令第五十八条第二号に掲げる事務 次に掲げる情報
イ 生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第五十八条第二号イに掲げる情報

ロ 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第四条に次の一項を加える。

7 条例別表第三の五の項に規定する規則で定める事務は、省令第二十四条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、省令第二十四条第一号に掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十一号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

第六十条中「平成四年岡山県条例第三号」の下に「。次条第一項において「育児休業条例」という。」を加える。

第六十一条第一項中「一月前」を「一月（当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は二週間）前」に改め、同条第三項を削る。

第六十三条第一項第三号中「子が」を「子を」に改める。

第六十四条第三項を次のように改める。

3 育児短時間勤務の承認の請求の際、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定の職員は、管理者に、両親が育児短時間勤務により子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書（様式第十二号の三）により届け出なければならない。様式第十一号を次のように改める。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第11号（第61条、第62条関係）

育児休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

請求者	所属課(室) 所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳
	産 休 期 間	年 月 日～ 年 月 日

次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な理由）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

記入上の注意

- 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう。（5において同じ。）
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属課(室)所名、職名、職種、氏名、生年月日、産休期間、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には✓印を記入すること。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第十一号の二を削る。
様式第十二号を次のように改める。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第12号（第63条、第65条関係）

養育状況変更届

届出年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

届出者	所属課(室)所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳
	産 休 期 間	年 月 日～ 年 月 日

育 児 休 業
次のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出
部 分 休 業
ます。

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 同居しなくなった。 負傷・疾病
 託児できるようになった。 その他 ()
- 育児休業等に係る子が死亡した。
 育児休業等に係る子と離縁した。
 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 育児休業等に係る子についての民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
 その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には√印を記入すること。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第十二号の二を次のように改める。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第12号の2（第64条関係）

育児短時間勤務承認請求書

請求年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

請求者

所属課(室)所名	
職 名	
職 種	
氏 名	
産 休 期 間	年 月 日～ 年 月 日

次のとおり育児短時間勤務の承認期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な理由)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号の勤務の形態)	
	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

- (注) ① この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「4 勤務の形態」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑤ 該当する□には√印を記入すること。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第十二号の二の次に次の一様式を加える。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第12号の3（第64条関係）

育児短時間勤務計画書

提出年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

提出者	所属課(室)所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳
	産 休 期 間	年 月 日～ 年 月 日

岡山県企業局職員就業規則（昭和42年岡山県企業管理規程第1号）第64条第3項の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

(注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第十三号を次のように改める。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

様式第13号（第67条関係）

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

請求者	所属課(室)所名	
	職 名	
	職 種	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 () 歳
	産 休 期 間	年 月 日～ 年 月 日

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考			

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

② 該当する□には√印を記入すること。

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

附 則
この規程は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部分を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「をして」を「(次に掲げる育児休業を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。)」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

第十一条第二項第二号中「をして」を「(第五條第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)」を「(第五條第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十一号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第五項」の下に、「第五条第三号、第八条第三項、第十一条及び第十二条」を加える。

第二条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「によつて」を「により」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間が延長された管理監督職（条例第五条各号に掲げる職をいう。第六条及び第七条において同じ。）を占める職員の勤務延長に係る人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第三条の見出しを「（勤務延長に係る状況の報告）」に改め、同条中「勤務延長」の下に「（条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）」を加える。

第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

（条例第五条第三号の人事委員会規則で定める職）

第四条 条例第五条第三号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）第三百三十一条第一項の特別研究員及び特別企画専門員の職

二 岡山県警察署処務規程（昭和三十九年警察訓令第二十四号）第十二条の六第一項の会計管理官の職

（管理監督職務上限年齢による降任等）

第五条 任命権者は、条例第七条第一項に規定する他の職への降任等を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。

（管理監督職への任用の制限の特例）

第六条 任命権者は、条例第八条の規定により異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。

2 条例第九条に規定する職員の同意は、書面により行うものとする。

3 条例第八条第二項及び第四項に規定する人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4 条例第八条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校（岡山市立学校を除く。）の校長の職とする。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第八条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

（定年前再任用を希望する者の同意等）

第八条 任命権者は、定年前再任用（条例第十一条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この項において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
 - 二 定年前再任用を行う日
 - 三 定年前再任用に係る勤務地
 - 四 定年前再任用をされた場合の給与
 - 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 2 条例第十一条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。
- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 3 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。
- （定年前再任用に係る状況の報告）
- 第九条** 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 改正後の第二条及び第三条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「改正条例」という。）附則第二条の規定による勤務延長（改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岡山県条例第十六号。以下この条及び附則第六条において「新条例」という。）第四条の規定により引き続き勤務させることをいう。）について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用を希望する者への事項の明示等)

第三条 任命権者は、暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- 三 暫定再任用に係る勤務地
- 四 暫定再任用をされた場合の給与
- 五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

3 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第三条第三項(改正条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。

(暫定再任用に係る状況の報告)

第四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度における暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告するものとする。

(準備行為)

第五条 改正後の第八条第一項の規定による定年前再任用の手續及び附則第三条第一項の規定による暫定再任用の手續は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

第六条 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十一条に規定する短時間勤務の職(以下「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- 一 基準日以後に設置された短時間勤務の職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

◎岡山県人事委員会規則第三十二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「請求手続」の下に「等」を加え、同条第一項中「により」の下に「、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「二月」の下に「次に掲げる場合は、二週間」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「県等育児休業」という。）の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合
第二条に次の二項を加える。

3 育児休業法第二条第一項ただし書の「二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）については、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

4 育児休業法第二条第一項第一号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から五十七日間に職員（当該期間内に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）第十一条第一項第八号又は会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）第十二条第一項第十三号に掲げる場合における休暇により勤務しない職員を除く。以下この項において同じ。）が当該子についてする育児休業（育児休業法第二条第一項第二号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものと及び二回目のをいう。職員が双子等複数の出生の日から五十七日を経過しない子を養育している場合において育児休業法第二条第一項第一号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

第二条の四（見出しを含む。）中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条の三に規定する事情に該当した場合
第二条の四を第二条の五とする。

第二条の三（見出しを含む。）中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情）

第二条の三 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 削除

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当している育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当している育児休業

2 第二条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第六条第一号イ中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「育児休業法」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務計画書）

第八条の二 条例第十一条第六号の育児短時間勤務計画書の様式は、人事委員会が別に定める。

第九条の見出し中「請求手続」の下に「等」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

育児休業法第十条第一項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第十条の規定により育児短時間勤務をしたことをい、他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの一人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十三号

職員の再任用に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の再任用に関する規則を廃止する規則

職員の再任用に関する規則（平成十三年岡山県人事委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和四年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況に係るこの規則による廃止前の第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第三十四号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員
会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十五号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十五号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（給与から控除することができる掛金等）

第二十五条 条例第十六条第四号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 地方職員共済組合岡山県支部、一般財団法人岡山県職員互助会及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の団体取扱いに係る保険の保険料並びに警察職員生活協同組合岡山県支部の共済事業の掛金

- 二 一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の物資購入代金

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

別表1の項8中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。